財務部財政課

予備費充用について

1 目的

令和4年台風第15号に伴う災害による被災者に対して、県より救助に関する事務の一部の委任を受け、災害救助法第13条第1項の規定に基づき、必要な支援を実施するため、予備費を活用し、迅速に対応するもの。

2 予備費充用額・充用先

46,580 千円 (令和 4 年度合計 46,580 千円)

款 土木費 項 住宅費 目 住宅費 事業 住宅施策運営経費

節 委託料 13,830 千円、工事請負費 32,750 千円

3 事業内容

(1) 住宅の応急修理(災害救助法対象) 32,750千円

被災者からの申込みを受け、市が申込書類を確認したうえで事業者と契約し、事業完 了後に市から事業者に対して費用を支払う。

了校に印がらず未行に対して資用を入れり。		
区分	大規模半壊・中規模半壊・半壊	準半壊
対象者	①災害のため住家が半壊(焼)し、	災害のため住家が半壊に準じる程度
	自らの資力では応急修理をすること	の損傷を受け、自らの資力では、応
	ができない者	急修理をすることができない者
	②大規模な補修を行わなければ居住	
	することが困難な程度に住家が半壊	
	(焼)した者	
限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必	居室、炊事場、便所等日常生活に必
	要最小限度の部分に対して、1世帯	要最小限度の部分に対して、1世帯
	当たり 655,000 円以内	当たり 318,000 円以内
救助期間	災害発生の日から 12 か月以内に完了	
事業費	655 千円(大規模半壊・中規模半壊・半壊の限度額)×50 件=32,750 千円	

(2) 障害物の除去(災害救助法対象) 13,830 千円

被災者からの申込みを受け、市が申込書類を確認したうえで事業者と契約し、事業完 了後に市から事業者に対して費用を支払う。

対象者 半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた 土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自助・共助では当該障 害物を除去できない者

限 度 額 1世帯当たり 138,300 円以内

救助期間 災害発生の日から 10 日以内 (下線は特別基準の設定が可能)

事 業 費 138,300 円 (限度額) ×100 件=13,830 千円

4 スケジュール

障害物の除去については9月30日から、住宅の応急修理については10月3日から住宅 課及び北部住宅管理事務所において申請受付を開始。